

第三十一回国会 大蔵委員會議録 第四号

昭和三十三年十二月二十三日(火曜日)
午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 早川 崇君
理事 足立 篤郎君 理事 綱島 正興君
理事 福田 一君 理事 坊 秀男君
理事 石野 久男君 理事 佐藤 次郎君
理事 平岡 次郎君

内田 常雄君 加藤 高藏君
鴨田 宗一君 川野 芳滿君
進藤 一馬君 西村 英一君
古川 丈吉君 細田 義安君
毛利 松平君 山下 春江君
山本 勝市君 石村 英雄君
久保田 鶴松君 田方 廣文君
竹谷 源太郎君 廣瀬 勝邦君
松尾 トシ子君 山下 榮二君
山花 秀雄君 横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 山中 貞則君
国税庁長官 北島 武雄君
運輸事務官 朝田 壽夫君
運輸局長 (海運局長) 山下 正雄君
運輸局長 (船舶局長) 山下 正雄君

委員外の出席者

大蔵事務官 村上孝太郎君
大蔵公債監理官 大蔵事務官 大月 高君
大蔵事務官 大蔵事務官 吉岡 英一君
大蔵事務官 大蔵事務官 岸本 晋君
大蔵事務官 大蔵事務官 岸本 晋君

通商産業事務官

通商産業事務官 今村 昇君
重工業局長 日本専売公社 小林 章君
農林局長 農林省 光三君
専 門 員 坂井 光三君

十二月二十三日

委員夏堀源三郎君、南條徳男君及び山本幸一君辞任につき、その補欠として加藤高藏君、川野芳滿君及び石村英雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員加藤高藏君、川野芳滿君及び石村英雄君辞任につき、その補欠として夏堀源三郎君、南條徳男君及び山本幸一君が議長の指名で委員に選任された。

十二月二十三日

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)(参議院送付)
恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律案(田畑金光君外五名提出、参法第二号)(予)

同日

高級織物の物品税新設反対に関する請願(小川半次君紹介)(第一九号)
煙作改善及び麦作対策としてビール税率引下げに関する請願(神田大作君紹介)(第二〇号)
同(中澤茂一君紹介)(第二二号)
同(吉川兼光君紹介)(第二二二号)
同(今井耕君紹介)(第一九一号)

棄たばこ収納価格の引上げに関する請願(助川良平君紹介)(第二三三号)
退職金の課税免除に関する請願(淺香忠雄君紹介)(第一八八号)
揮発油税等引上げ反対に関する請願(天野光晴君紹介)(第一八九号)
同(佐藤虎次郎君外一名紹介)(第一九〇号)

減税に関する請願外一件(島上善五郎君紹介)(第二四号)
同(竹谷源太郎君紹介)(第二五号)
同(人工化学甘味剤の物品税撤廃に関する請願(野澤清人君紹介)(第二六号))
国家公務員等退職手当暫定措置法の一部改正に関する請願(山崎始男君紹介)(第二七号)

本日の會議に付した案件
公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)(参議院送付)
税制に関する件
金融に関する件
専売事業に関する件

○早川委員長 これより會議を開きます。
御報告申し上げますが、去る十八日、通信委員会より、テレビジョン受像機に対する物品税軽減に關して本委員会に対し申し入れがありました。申入書の内容は、現行の十四インチ・テレビジョンに対する物品税は二〇%で

ありますが、諸般の情勢にかんがみ、一〇%程度に引き下げてもらいたいとするものであります。申入書につきましては、印刷してお手元に配付いたしておきましたから、御承知を願います。

○早川委員長 この際、石村委員の質問を許します。石村君。
○石村委員 きょうの委員会の議事のやり方については、理事会でいろいろきまつておるようですから、ごく簡単に公社及び大蔵省関係にお尋ねします。塩田の整理問題について、塩業審議会に付議して答申を待っている、こういう總裁なりあるいは大蔵大臣の御説明だったのであるが、その答申は大体いつごろ出るお見込みなんですか。

○小林説明員 お答えいたします。なるべく早く出していただくようにお願いしておりますが、何分にも非常にむずかしい、しかも重要な問題でありますので、慎重に御審議されておると思ひます。今のところ年内または来年当初という見込みではなからうかと考えております。

○石村委員 諮問しておられる内容については、まだ正式にお伺いしておりませんが、やはり塩田を整理するといふ前提での諮問が行われておるわけなんですか。
○小林説明員 先般私の方の總裁からもお答えいたしましたと思うのであります。諮問の内容と申しますか、諮問の内容は、

事項は、非常に根本的な問題に觸れておりまして、今後の塩の需給の見通し、並びに国内塩業の合理的なあり方を、国民経済的な観点から見てどうあるべきかという、塩業政策の基本方針について答申をお願いいたしたいというので、諮問の要旨でございます。

○石村委員 そうすると、答申の内容によつては塩田整理ということが行われるかもしれない、あるいは答申の内容によつては整理が行われないかもしれない、こういうさっぱりわからぬということになるわけですか。

○小林説明員 ただいま言葉が足りませんでしたが、その諮問の前提に、塩事業の現況、すなわち、御存じのように、塩が増産の結果滞貨が毎年ふえていく、従つてそれがもととなつて赤字が出るという現状より見て、今後どうするかというところでありますので、当然、その審議の内容には、ふえたものをどうするかというものが含まれておりますから、一応整理というものが内容としては対象になつておるというふうに考えられていいのではなからうかと申しております。

○石村委員 今整理ということが考えられるとすると、当然補償という問題も起ると思ひます。聞きますと、きょうの閣議で来年度の予算が骨組みというのか何か決定になるようですが、そうすると、そのきょう閣議で御決定になる中に、塩田整理の補償に關するものが入るわけなんですか、入らないわけなんですか。

○小林説明員 これは、大蔵省の方から御答弁願った方がいかもしれませんが、御承知のように、整理をするにすれば補償が必要というのには当然のことと申しますか、まあ補償が必要であるというところになるかと思ひますので、一応、われわれの方といたしましては、審議会の答申がなければ幾らというところは申し上げられないのでありますけれども、こういう事項、問題があるもので、この点は含み願ひたいという事で、大蔵省に申し上げてお願ひしてありますので、果してそれをどのように扱っていただいているかは、今のところわれわれの方にはわからないというのが現状でございます。

○石村委員 大蔵大臣がおいでにならぬので困るわけですが、監理官の方で、大体その点に対する含みというのか、何かおわかりになつておられるでしょうか。これはやはり、補償するということになれば、常識的に考えるのじゃないかと思ひますが、それとも、そういう方法ではなしに、別個の方法でやりになる大蔵省の腹案であるかどうか、この点お示し願ひしたいと思います。

○村上説明員 私は国庫当局の直接の担当者でございますので、今晚か明日、まあここ二、三日に出ますところの国庫当局の内示案を見ないと、私どもの方にはわからないわけでありまして、われわれが言ひましたように、先ほど塩田部長が言ひましたように、そういういろいろな問題についての条件その他については、詳細に国庫当局の方に御説明してありますので、それに対して予算の大蔵原案が閣議で決定

されて、その内示という段階に至りまされば、内容がはつきりすると思ひます。

○石村委員 そうした点をはつきりさせる意味で、きょう公社の総裁なり大蔵大臣に出てもらうように要求をしておいたのですが、おいでにならないので、さっぱりわからぬことになるわけですから、そうすると、答申が出て、それによつて政府案を決定なさるといふときに、前もつて当委員会にでもそういう構想をお示しになつて、最後の決定を大蔵省ではおやりになるお考えか、それとも、答申によつて直ちに大蔵省原案というものを作つてしまつて、予算を閣議で定める、こういう運びになるのですか、どうなんでしょうか。

○小林説明員 ただいまのところ、御承知のように基本方針について塩業審議会が御審議願つておる段階であります。答申をもらひましてから公社としての最終的な案を作りまして、監督官庁である大蔵省と相談したい、かように考へております。そのあとのことにつきましては、相談の上である程度きめられるであろう、こういうふうに考へております。

○石村委員 予算が出て、やっぱり予算を認めるか認めぬかの審議が行われるわけですから、それでけつこうでありますし、当委員会の意見は、ある程度、百パーセントでないにしても取り入れられなければ困る。そういう点の配慮はあるわけですか。

○村上説明員 この前も大臣から御説明ございましたけれども、塩業審議会では、直接の利害関係はないが、現在においては、世間で言ういわゆる学識経験者と申しますか、そういう方々の

意見を聞いております。もちろん、意見はいろいろな方面から伺ひまして、最も国民の納得のいくようなものにしていきたいと、われわれは思つておるわけでありまして、今申し上げましたような、そういう学識経験のある方々に、大体の構想なり基本原則というものを、十分に世間の良識を代表して結論を出していただきたいということをお願いしてある状態でございます。

○田万委員 閣下連して。塩業審議会の結論が出た際に、この大蔵委員会は非常に塩業問題に対して熱意を持って討議をやつておられるわけですが、この委員会に案を示されて、この委員会ではいろいろ審議を進められるというふうな御意向はございませうか。

○村上説明員 塩業審議会の意見を伺ひまして、公社なり政府というものは案を立てるわけでございます。それにつきましては、当然、国会の予算委員会において、あるいは法律案によつてはこの大蔵委員会において、いろいろ意見の伺ひわけでございます。私は、その機会に、法律案なり予算案が出たあとで十分に機会がある、こう存じております。

○石村委員 もちろん最後は国会でいろいろ政府の考えを認めるか認めぬかきめるわけなんです、しかし、いろいろのことを考えますと、膨大な予算の中の一部分を実際問題としてやはり簡単にいじれないと思うのです。従つて、そういう予算が出る前に、やはり

当委員会の意見というものが十分参酌されなければ困るのじゃないかと思ひます。従つて、先ほどの御返事を聞きますと、予算の、きょう閣議で決定になるものは、きわめてごく然とした融通のきくような案が出るものとされるような御返事であるわけなんです。そういうふうな余裕のある形でおきめになれば、それは幾らでもできるわけですから、どうかそういう点を十分気をつけ

ていただきたいと思ひます。審議会は第三者も入つておるから、それでいいというのでは——なるほど審議会は第三者者が入つておるわけですが、やはり国会は前もつて論議しておるのですから、国会の意見というものを十分いれなければ話にならないと思ひます。審議会の答申が出れば、もうそれで世間の意見もわかつておるのだという形で、簡単にいきなりおきめになつていただければ困ると思ひます。どうですか。

○村上説明員 事前に十分な御相談をするということも確かに必要なことではございしますが、予算その他いろいろタイミングの問題もありまして、私は、最後に予算なりあるいは法律案なりというものが、いわゆる憲法上の手続で国会の審議を受けます際に、これを諸先生方の御意見なり何なりを伺うということ、普通の案件もそういうふうな処理されているということから、私はそれで妥当な結論が出るのじゃないか、こういうふうに考へます。

○石村委員 そのような御返事だとすると、きょうの閣議にかけられる案における塩田整理に関する考へ方を、はつきりここで示していただきたいと思ひます。一方では答申を待つてお

る、こう言つて、事実はおもひきよう進めておるといふことでは、委員会を全く愚弄したやり方だと思ひます。もうちゃんとした大蔵省なり政府の案というものがあつて、きょうの閣議の決定はなされるのじゃないか。これは再来年で処理する含みでやつていくというなら、それはそれでけっこうです。もう三十四年度の予算ではつきり縛られてしまふというのなら、今まで審議会の答申を待つて、こう言つておられない、一方三十四年度の予算の骨格はきょうきまつてしまふというのじゃ審議会の答申を待つというのには、た

われわれに政府の方針を示さないで、既成事実を作らうとするやり方だ、こういう非難も生まれざるを得ないと思ひます。三十五年度の予算に大いに関係する形で行われるかもしれないというなら、これは私はあえて聞きません。しかし、三十四年度の予算できちんとして向かはつきりするものなら、しかも金銭的に予算的にはつきりするものなら、審議会の答申を待つというのはいささかであつて、政府にはあるいは公社に一定の筋書きがちゃんと書いてある、それをきょうやつてしまふ、あと審議会の答申というものが体裁を作るために出てくる、こうとしか理解できない。一つこの点をはつきりさしていただきたいと思います。

○村上説明員 先ほども申し上げましたように、本日はあるいはこの二、三日うちに内示になります内容が私たちにははつきりいたしませんので、ばく然たる御返答しかできないわけでございますが、きょう閣議で決定するといわれておるところの案は、いわゆる大

蔵省原案の決定でございまして、これが政府の予算案になりまするまでに、相当な時日をかけて、いわゆる復活折衝の過程において入れるべき意見も入れて修正されていくわけでござい

ます。その間に塩業審議会の諮問が出れば、非常にタイミングとしてはうまくいくわけですが、そこら

のところは、先ほど塩田部長が申しましたように、必ず今月末までに出るかど

うかは、私も確信はないわけですが、

さいます、できるだけのタイミングが合

つて、両方ともに時期的に合致するような段取りで進んで参れば非常

に好都合、こう思っております。

○石村委員 それは大へん好都合で

しょうが、きょうの大蔵省原案に、大

蔵省の塩田整理に対する原案なるもの

があるはずだと思ふ。大蔵大臣はしき

に審議会の答申を待つ、こう言つて

おつた。答申はまだ出ていない。出

ないきよう、大蔵省原案なるものが

議でござい。きまらるかきまらぬか

知らぬが、お出しになるというなら

大蔵省原案をきょうこへ出してもら

いたい。答申を待つというの、それ

は先のことです。大蔵省原案という

のはもうすでにきまつておるのじや

いか。答申を待つというの、それは

あとで原案がどのように修正される

○早川委員長 それでは、次に税制に

関する件及び金融に関する件について

調査を進めます。

質疑の通告があります。これを許し

ます。川野芳満君。

○川野委員 新聞の報ずるところによ

りますと、大蔵省の省議で、酒のマル

公の撤廃、こういう方針がきまつた

というふうなことが出ていたが、マ

ル公撤廃の問題について、撤廃の方

がきまつておるかという点をお尋ね

てみたいと思ひます。

○北島政府委員 ただいまの御質問で

は、何かどこかの新聞に、大蔵省議

で酒の公定価格の廃止のことが決定

したというふうに出ておるようなお話

でございしたが、実は、大蔵省議で

まだ全然そういうことは決定いたし

ておりません。実は、省議の過程にお

いて、多少それに触れたことはあり

ますが、それは当時の省議の問題で

ないで、別に別な問題でございま

すが、とにかく、政府がある価格を

めて、最高販売価格をきめるという

ような例はきまつて少くなつてい

るわけですが、酒につきましても、

でございまして、酒につきましても、

実は、昨年あたりから、そろそろ

公定価格は廃止すべき時期ではない

かというふうな議論がされておる

わけですが、私は、物価統制令に

基づく、最高販売価格の統制という

のは、将来長く続くべき問題では

なく、早晩廃止しなければならぬ

運命にあるものと考えております。

ただし、公定価格の廃止につきま

しては、いろいろな利害の考

えなければならぬ。もちろん

業界の安定、酒税の確保、それ

から消費者の利益の擁護、こ

ういふ点を十分考へ合せて、そ

の上で慎重に決定すべきであ

ると思ひます。しかし、方

向として進めば、やはり公定

価格の方向に進むべきではな

か。従ひまして、私も同様に

思ひます。では、どうすれば、

公定価格を廃止した場合にお

いて、今のような諸条件を

満たせるかという点につき

まして、ふだんから研究してお

く必要があるかと考へてお

るものであります。私の方

でも目下慎重に研究いたして

おります。将来の場合を考

へて、できるだけ一つ業界

の内部において協議を進め

て、公定価格の廃止の場合に

対処すべき方法を検討し

てもらいたいということを、

私の方で要望しておるわけ

でございます。

○川野委員 物価統制令による公定

価格を廃止する方向で研究して

いる、こゝろにお話でござ

いしましたが、御承知のよう

に、酒税確保のため必要ある

ときに大蔵大臣は最高販売

価格をきめることができる、

というふうな規定でも設け

まして、たとえば、清酒につ

きまして、二級及び一級につ

きまして酒税確保の見地から

最高販売価格をきめて、そ

うして特、一級の二級酒への

流れ込み、これに基く酒税

の確保の不安といふことの

ないようになす必要があ

る、こゝろに考へてお

ります。

○川野委員 公定価格をきめ

られております今日にお

いても、大阪市場にお

いては七十円も投げ売りを

しておる。東京においては

四、五十円の値くずれが

しておる。こゝろに考へ

て、公定価格を廃止した

価格によつて酒価を維持させる、こういふような考えがあるならば、まず酒國法の改正を断行いたしまして、強い酒國法を作つて、そのもとで協定価格を厳格に守らせる、こういう方法によつては、私はどうも協定価格というものを守ることはできないと考へます。こういう点についてのお考えを承わつておきたいと思ひます。

○北島政府委員 酒國法の改正につきましても、先ほど申しました酒國法による最高販売価格の基調をなし得る大蔵大臣の権限のほか、なお各方面におきましても、改正すべき諸点につきましても目下検討いたしております。現在の酒國法が弱いものであるという御意見も、お話のようなごもつともな点もございまして、こういう点も十分あわせて検討中でございます。ただ、まだ成案は得ておりませんけれども、通常国会の再開までは十分成案を得たい、こういうふうに考へております。

○加藤(高)委員 川野委員の質問に關連いたしまして、長官にお尋ねしたいと思ひます。ただいまの長官の御意見によりますと、酒のマル公はこれをはずすということが、業界にも非常に大きな影響を与えるから、当分公定価格を廃止するということは慎重に考へて、また将来ははずすべき方向に行くと考へられるので、そういう点については業界側に対しても研究をすることを話しておるといふように私承つたのであります。その意味は、端的に言いますと、公定価格は当分はずせない、しかしながら現在の情勢下にあつてははずすべき方向には行く、だからはず

されたときの用意に業界も考へておけいふようにとれるのであります。そのことについてのもつとはつきりした御意見を承わりたいと思ひます。

○北島政府委員 これはいつかは必ずのことになるから、まあゆっくり研究しましうやというのではございませう。昨年から問題になつておることでもございまして、将来の方向としてはやはり早晩はずすべき運命にあると思ひますので、業界におきましてはできるだけ公定価格を維持してもらいたいという御希望はありますけれども、なかなかさういふようなまぬぬの考へではない、いつ何とでもはざるやうに、改正しておかなければならぬ、さういふことを考へて、準備のできないうちに早急にはずすことは、ただいま申しましたような諸点にいろいろ問題がありますので、十分慎重にいたしたいと思ひます。しかし、慎重にするからといって、やはりするべきことはしなければならぬ、こういうやうな考へで、実は、先般の酒類懇談会におきましても、業界の代表の各位に対してお願いをいたしたわけでありまして、いつか廃止になるだらうからゆっくり研究しようということじゃなく、もっと慎重に御研究願ひたい、こういうことで業界にはお願いいたしておるわけでありまして。

○加藤(高)委員 問題は、早晩という時期の問題だらうと思ひます。その時期の解釈をめぐりまして、業界にいろいろ波紋を描いて、承わるところによりまして、去る十九日の酒類懇談会のときに、各団体をお集めになつて、

大蔵大臣公邸におきまして国税庁へ意見を徴されたさうでございしますが、そのときも、ほとんど生産者代表は、この公定価格廃止ということについて反対の意見を述べておるといふことを私も聞いておる。業界ばかりでなく、私どもの考へ方といたしましては、この公定価格廃止ということは、国家財政の上から考へましても時期尚早である、かように私も考へておるのではありません。それは、先ほど川野委員からの質問によりまして、もう十分申されておることでありまして、今さら私がここに申し上げるまでもないのでありますけれども、要するに公定価格廃止後における業界の混乱というものをどうして防ぐかということが、一番の問題点であると思ひます。長官の御意見を承わりますと、いわゆる酒國法を強化して、それによつて協定価格というものを作つて業界を安定させるということをおっしゃられておるのであります。ただいま国税庁で考へておるこの酒國法の改正には、先ほど川野委員から御質問になりました、いわゆる組合員の強制加入というやうな、この一番大事な点が抜けておるといふやうにも聞いておるのであります。このうしたことで、今度ありますやうななまぬぬの酒國法によつて、この協定価格というものを設置して業界の安定をはかるやうなことになるやうな、もしもそうしたことになるやうな場合におきましては、異常な混乱が業界に巻き起つて、いわゆる税収の上にも大きな減収を來すのではないかと、いふやうに考へられるわけでありまして、その点の点いかがですか。

○北島政府委員 ただいまのお話のございましたやうに、酒國法の改正につきましては目下十分検討いたしております。ただ、強制加入の点につきましては、いろいろ波及する面もございしますので、慎重に検討する必要もあると思ひます。御趣旨の点も頭に入れますして、慎重に考慮して参りたいと思ひます。

○早川委員長 この際暫時政府委員に対する質疑を打ち切りまして、田万廣文君より決議案の提案について発言を求められております。これを許します。田万廣文君。

○田万委員 塩業整理に關しまして、去る十六、十七、十八、また本日におたりまして、相当長い時間煩わしまして御調査願ひまして、まことに感謝いたえないところであります。

すでに御承知のやうに、このたびの塩業整理は、実に塩業界始まつて以来の重大問題でございまして、しかも、その整理の責任は、当委員会における調査の結果から判断しますと、あつて公社側にあるということが断定されるわけでありまして、また、公社側における塩務部長も御出席になりました、その点を率直に認めておられるのでございまして、その責任の上に立つて今度の塩業整理が円滑になされなければならぬと思ひます。今日ほんとうに、從來長い間、竹谷君の話はございせんが、農奴のやうな生活のどん底に陥つて、しかも国策に沿つて営業として、多年にわたつて、何百年にわたつて塩業界に貢献した人々が、このたびの整理によつて死活的ボーダー・

ラインに今彷徨しておるといふのが実情でございまして。それらの人々を救済するために、皆さんの心からの御同意を得て、この決議案に御賛成を願ひたいと思ひます。

決議案を朗読いたします。

塩田整理に關する決議
塩業整理に當つては、将来の需給關係、製塩技術の見直し、整理に伴う關係者への影響、整理後の塩業經營の安定等の点について慎重に検討し実情に即し既存企業の保全を期し已むを得ず整理に至つたものに付てはその補償は合理的基礎にもとづいて善処すること。

以上でございまして。

何とぞ皆さんが御賛成下さること、心からお願ひ申し上げる次第であります。

○早川委員長 お諮りいたします。本決議案を本委員会の決議とするに御異議ありませんか。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

なお、本決議に關する議長に対する報告、並びに大蔵大臣及び専売公社總裁に対する参考送付の手續につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。

この際政府より発言を求められておりますので、これを許します。山中政務次官。

○山中政府委員 ただいま本委員会におきまして全会一致御可決になりました決議の趣旨に關しまして、今回の塩業整理につきまします諸般の問題について広範な御要求でございするし、ま

た全会一致の形が示しますような妥当な考え方に立つておるものと考へて、十分尊重したいといふと考へますが、さらにその個々の具体案の作成に当りましては、本企業が国家のワタの中における特殊な専売の形で育成し強化されてきたものでありますだけに、その整理については、他のいろいろと起つております整理と違ひまして、国が十分にあたたいかゝい気持をもつて措置できるような作業を進めて参りたいと存じます。

○早川委員長 引き続き税制に関する件及び金融に関する件について調査を進めて参ります。

○佐藤(親)委員 酒のことに關連して……

北島長官にちよつとお尋ねします。この酒の公定価の問題もありますが、二級酒が非常に税金が高いということである。陳情も受けておりますし、各地で国政調査に行きましたときもいろいろその問題があらはれて、せつ々しく酒が必要があるにかかわらず、ビールや洋酒に比べて非常に戦前に満たないという大きな理由は、二級酒の税金が非常に高いということである。いろいろ例をあげられましたが、その点についてどういふお考えを持っておられるのか。そのことを一べん、主税局長がもしもせんが、北島長官、前からやっておられるので、その点どういふ考えを持っておられるのか、一つお尋ねします。

○北島政府委員 ただいま清酒が伸び

ないのは二級酒の税率が高いからだ、かういふお話でございますが、なるほど税率は高うございます。しかし、二級酒だけ高いのではなくて、他の酒類も一律に高い税率でございまして、特に私は清酒の二級酒の税率が他の酒類とバランスを失つて高いために、清酒が伸びないということではないかといふふうに思つております。もちろん、二級酒につきまして税率を下げますれば、これは清酒が伸びることは確実でございます。いましうけれども、他の酒類とのバランスもやはり保持しなければならぬわけでありまして。今一番清酒が伸び悩んでおるといふ大きな原因は、生活の環境の変化に伴いますところの一般民衆の嗜好の変遷にあるかといふ感じがいたします。たとえば、私どもが若いときには清酒をよくたしななものでありますが、ただいまの青年は簡単にトリス・バー等でハイボールで間に合はすという形になっております。そういうような嗜好の変遷、それから清酒はおかんをしなければ飲めぬという点もありまして、販売方法につきましても、昔ながらの販売方法をやつてゐるウイスキー等につきましては、びんなども非常に趣向をこらしてありますが、清酒は依然として昔ながらの一升びん、かういふような点がいろいろ重なり合つて、清酒につきましては需要が伸び悩んでおるといふことであるかと思ひます。特に清酒の二級酒の税率が他に比べて高いために伸び悩むということではなからうと思ひます。

○佐藤(親)委員 もう一つ。加藤君や川野君は酒屋であります。私は酒屋ではありませんので、意見の違つておる点、観点が違つておる点があると思ふのです。それは、酒の戦後の需要が少くなつたといふのは、米の統制の結果、戦前非常に大きく整理を受けたといふことで、酒が一般に回り切れなかつた点があると思ひます。それと同時に、今二級酒の税金が高い。なるほど特級酒や一級酒が高いことはわれわれも知つておりますけれども、全体から見れば、特級酒はわずかししか飲んでいない。われわれの考へておるのには、そういう意味ではなくて、やはり二級酒が三百五十円ぐらいで飲めるような、酒屋の統計もありましてけれども、そういう観点も一応考へていただかなければならぬと思ひます。今どぶろくやしうちゅうなんかを飲む者は、今の二級酒が高いから飲んでゐるのだらうと思ふのです。大衆の生活を考えて、せめて二級酒くらいはもと自由で飲めるような税率を下げるべきことが必要ではないかと私は考へてゐるので、あなたはハイボールやビールを飲むのは生活が変つたからだと言われまふけれども、そういうことばかりではないかと思ひます。酒は米の關係で制限を受けておりますから、戦前に復歸しない。そういう点で戦前と戦後のバランスがとれない点があるのは御承知だと思ひます。そういう点を思い切つて税率を下ければ、二級酒はもと売れるかと思ふのですが、そういう観点に立つてゐるかどうか、もう一度伺ひたいと思ひます。

○北島政府委員 国税庁の立場について申しますと、すべてバランスのとれた税金の引き下げは絶対に賛成です。いかなる場合においても、バランスのとれた減税につきましては一番賛意を表したいのは、国税庁であらうかと思ひます。酒につきましては、もちろん同様でございます。無理な税金が低くなつて、そうしてバランスがとれて一般的に酒が伸びていくのが好ましいことではないかと思ひます。そういうことが酒税確保の点からも好ましいことではないか、かように考へております。

○加藤(高)委員 もう一点だけ、佐藤君から減税の話も出ましたから、それについて一言触れてみたいと思ひます。

長官のお話のマル公をはずして漸次自由な方向に持つていくというののも一つの考え方ではありますけれども、業界の実勢は、先ほど私が申し上げたように、大部分がマル公撤廃というものの對して反対で、生産者にと小売業というものは非常に反対をいたしております。卸の業界においても、一部は賛成の諸君もあるやうでありますけれども、反対の方が多し。かういふ実情の上に立つて、今後マル公を廃止して、協定価格だけでその業界の安定をはかり、税収の安全をはかるというところは、これはでき得ないと思ふのです。またマル公廃止後における業界の過当競争といふことを考へましたときに、私ははだにアワを生ずるやうな感じがするのであります。現在マル公制度のもとにおいて一部においてはいろいろ議論もあつたけれども、そういう中であつてさへも、業界の経営の状況といふものは必ずしも安定してゐるとは言えない点がございます。かういつたときには、ただ一つの抽象的、観念的議論のもとに、マル公を廃止した方がいいのではないかといふやうなことでマル公を廃止することは、大きな危険が伴うといふやうに私も業界に關係ある者としては判断をいたしました。このマル公撤廃については反對をするのでございまして、また、かりにそうした方向に進むといたしましたならば、これは、ただ単にいわゆる協定価格、そうしたもののだけで業界の安定を守るといふやうな、そんななまやさしいものではないのであります。これには、先ほど佐藤君からも言われましたが、やはり大幅な酒税の減税といふことがなくては、こうしたことは考へられないと思ふのであります。

せんだつての十一月十四日の奥村委員の質問に答へて、本日御出席の山中政務次官も、マル公の撤廃といふものは慎重にする、またこのマル公の撤廃によつて中小業者が大企業に圧迫されて混乱するといふことについては十分話がわかるから、その点は慎重にするという御意見を發表されてゐる。實際マル公を廃止して一番影響を受けるのは、中小の生産者、それと同時に小売業者です。これで利益を受けるのは、いかなる競争にも耐え得るところの大企業だけがあるに違ひないと思ひます。かういふことはお考えにならないと思ひますが、かりに貧乏人は麦を食へといふ思想が残つておるならば、今後の大蔵行政の上について非常に大きなマイナスになりますので、この点を慎重にお考えになつていただきたいと思ふ。これに對しまして、一つ国税庁長官のお心がまえ、これにわれわれの尊敬する山中政務次官のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○山中政府委員 ただいま、御質問と

申しますか、専門家の御教訓があったわけでありますが、私は、前に答弁いたしておりましたように、逐次具体的な研究は事務的に続けさせておりますけれども、その裏づけとして、たゞいま御指摘のような点がこれで大丈夫である、酒税の面からも業界の方からも、混乱と申しますか、なかならず弱小業者が一挙に倒壊という事態等が起るにためにも、諸般の準備を整えざる限りは、こういうことは断定をさせないつもりであります。またその方向で進んでおりますので、御懸念には及ばないと思ひますが、いろいろと専門家の立場から今後もお教えをいただくならば、その通りに私も研究したいと考えております。

○早川委員長 竹谷源太郎君に申し上げますが、たゞいま朝田海運局長、山下船船局長が運輸省から来ております。運輸委員会の都合もありますので、大蔵省の關係者に対する質問の先に、一つ運輸省關係の御質問を願ひます。竹谷源太郎君。

○竹谷委員 それでは、委員長のお言葉もありますので、最初に輸出船舶の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

ここ数年來日本の船が盛んに外国に輸出をせられておる。その理由は、日本の造船技術の優秀あるいは船舶が比較的安いというようなこともありますが、輸出の非常に盛んな一つの原因として、日本輸出入銀行が延べ払いに對して融資をする、こういう問題もあつたかと思ひます。昭和三十年以來を見まして、一千億前後外國船主から日本の造船所に対する船の注文があり、こ

は上半期少かつたのでありますが、最近になりましてにわかに激増してゐる。こういう情勢で、輸出の面から見ると大へんけつこうなように見えますが、この問題について輸出入銀行が金を貸してありますが、この金を貸すことについて一つ検討してみなければならぬ点もあるのじゃないか。そこで政府の見解を伺ひたいのであります。たとえば、外國の船主の注文によつて、油送船、タンカーを輸出するという場合に、現在船舶も非常に安くなつており、一トン当り百四十ドルから百五十ドルくらい安い船舶でございまして、かりに安く見まして一トン——これはデッドウ・エート・トン、重量トンであります、一トン百四十ドルで二万トンのタンカーの注文を受けた場合に、その値段は二百八十万ドルになる。その二百八十万ドルの支払いに對して七、八割の延べ払いを認めておる。現金は二、三割しか入らない。かりに三割入つたとしても、残りの七割については、百九十六万ドルになるわけですが、七カ年とすると一年に二十八万ドルずつ払えばいい。最初に八十八万ドル現金で払えば、あとは毎年二十八万ドルずつ七年間払つていけばいい。その七年間に延べ払いをする二十八万ドルの七倍、すなわち百九十六万ドル、これを輸出入銀行が貸し付けるというふうな現状であるやうであります。そうなりますと、これは一体、輸出をやつて外貨を獲得するという面から見れば、どういふ結果になるかという、最初の年に八十四万ドルだけ外貨が入ります。そしてその翌年からは二十八万ドルずつと支払いを受ける金が入ってくるという計算にはな

りませんが、現状は、日本が自國船で運ぶ油は四五%しか送らない。あとの五五%は、外國の船で運ぶか、あるいは外國の船をチャーターして運んでおる。そこで、結局、日本の船舶が、自國船が足りないの、相当日本のおペレーターは外國のタンカーをチャーターして運んでおるという現状である。で、かりにギリシャの船主が日本に先ほど申し上げましたやうな二万トンのタンカーを注文する。そうしてその船ができた。それを日本のオペレーターがチャーターをして使うということにしますならば、最初の年に八十四万ドルの外貨が入つてきて、翌年から七年間三十万ドルずつ外貨が入つてきますけれども、その二万トンの船を日本のオペレーターがチャーターするということになりますと、今の相場では大体七十二万ドルくらい払わなければならない、こういうことになりまして、そういたしますと、最初の年に八十四万ドル外貨が入る。翌年は三十万ドル、第三年も三十万ドルといひますと、この三年間の外貨収入は百四十四万ドルになる。三年間に外貨が百四十四万ドル入ってくる。しかるに、二年目から七十二万ドルのチャーター料を払つて、それを借りるということになると、二年間で七十二万ドルの倍の百四十四万ドルになる。だから、最初の年に船舶の三割のお金を払つても、翌年三十万ドル、三年目三十万ドル、合せて百四十四万ドルの外貨が入つてくるのはありますが、その船を日本の船主がチャーターして、二年目から七十二万ドルずつ払う。第三年と第三年で七十二万ドルずつ払えば百四十四万ドル、だから三年を通ず

ると結局百四十四万ドル入ってくるが、チャーター料としてまた百四十四万ドル払わなければならぬ、こういうことになりまして、外國へ船舶を輸出しても、三年の間では外國は何ら入っていないという計算になる。第四年目から今度はずつと七十二万ドルずつチャーター料を払つていかなければならぬ。そうして三十万ドルずつしか入つてこない年賦償還の分の船の支払いが三十万ドル、結局それ以後五年間四十二万ドルずつ払つていく計算になりますから、一年に四十二万ドルずつ外貨の支払いが多くなるという計算になるのです。非常に数字がめんどうですが、船舶局や通商局やあるいは理財局の方は専門家だから、今のこんがらかつた数字でおわかりだと思ふ。結論は、せつかく出血輸出みたいな非常に安い値段で船舶を輸出しても、最初の三年間で結局外貨が一文も入らないという計算になる。四年目からは五年間だけ——七年の延べ払いとしまして八年かかると見て、あとの五年間は、四十二万ドルずつの外貨をチャーター料として、年賦払いで入ってくる以上に多く払わなければいけません。四十二万ドルずつ外貨がチャーター料としてよけい出る、こういう計算になる。そうなるてくると、外貨獲得のために非常に犠牲を払つて船舶を輸出することはないか。外國の船主が注文して日本で作つた船を全部日本人がチャーターするわけではありせん。しかしながら、日本の不足しておるタンカーその他の船舶について、日本で作つたその船舶を日本の船主が借りて使うというやうな現状ならば、借りて使う分だけ

でも、一方において計画造船をやつておるのであるから、そつちへ回して、この金を使つた方がむしろ有利ではないか、こういう計算が出てくると思ふのであります。これについて、通商局なり、あるいは運輸省なり、あるいは理財局はどういふふうにお考えになつておるか、それぞれの見解をお尋ねしたいと思ひます。

○山下(正)政府委員 今の御質問でございますが、お答えにびつたり合うかどうか存じませんが、一応現在の輸出船の状況につきましてお話し申し上げまして、あとで造船所が輸出をやる場合におけるいろいろな問題につきまして御説明申し上げたいと思ひます。

現在、輸出船は、お話のように三〇%の頭金で大体七年間の延べ払いをやつております。この延べ払いをした分につきましては、外國の船主は日本の造船所に金利を払つております。その金利は船によつていろいろございまして、四分五厘ないし五分程度の金利を払つております。一方造船所の方は、延べ払いの輸出をします場合に、輸出入銀行から船舶の八割に相当する金額の融資を受けております。従ひまして、それらの事実が現在の船舶の輸出振興に大きな役割をなしていることは事実でございますが、他方造船の面から申し上げますと、現在の日本の造船所の規模というものは世界的な規模になつております。国内の造船がかりに年間五十万トンございまして、ミシマの操業度としましては百二十万トンないし百三十万トン程度でございまして、とても国内の造船だけをもつてして造船所の雇用を維持することはできないわけでございます。従ひまし

て、どうしても輸出船、外国の船をとらなければならぬ。先ほどもお話がございましたように、現在百四十ドルないし百五十ドルで出血輸出だということとでございますが、その値段では決して出血輸出の状況ではございません。ブームのときには諸物価が上りまして造船コストも高くなりましたが、船主の建造意欲が非常に高いために、いわゆる二百二十ドルとか二百四十ドルというような非常に高い重量トン当りの船価を油送船に生じましたが、現在におきましては、鉄鋼の値段も下りまして、また造船技術の改善等によりまして、現在百四十ドルないし百五十ドルで、必ずしも造船所の輸出が出血であるというようには申し上げられないと思ひます。従ひまして、これらの輸出は、一つには外貨の獲得にもなりましますし、また国内の雇用の維持ということにもなります。御承知のように、造船所は、造船工業というものは非常に広範な工業に關連がございまして、多く申し上げれば二百種類にも達するといふことがいわれておりますが、それらの工業にはみな造船があることによつて一種の仕事を与えてゐるわけでございます。従ひまして、そういう面からいたしまして、やはり日本の造船企業というものはどうしても維持しなければならぬといふふうに考へておるわけでございます。

国として自国船を持ちたいというのには、海運業者のみでなくて、国民一般が強く要望しておるところだと思ひます。従ひまして、運輸省といたしましても、極力そういう線に沿つて、わが国の船腹の増強ということに努力をしておるわけでありまます。しかし、御承知のように戦争中に膨大な船を喪失いたしましたして、それが何らの補償も与えられていないというような点、戦後の無一文の状況から立ち上つて現在までの船腹拡充に非常に力をつけておりまして、たまたま、会社の内容といたしましては非常に問題があるわけでありまます。従つて、私どもの方といたしましては、会社の基盤を今後ともますます強化して、日本の船主が自分で船を作り得る態勢を整へ、またそのことが国のあらゆる面において非常にいい結果を生むであらうといふことは当然でありまして、この点につきましては大いに努力してゐるわけでございます。そういう点におきまして、必ずしも外国の船主が延べ払い分について金利を払っていないといふわけではございませんし、それ等を相殺いたして考へましても、また雇用の点を考へましても、造船企業というものは今後とも輸出に多量力を入れていきたいといふふうに、私も考へてゐる次第でございます。御質問の要点にちよつと触れなかつたと思ひますが、御了承願ひたいと思ひます。

○竹谷委員 それは、輸出を盛んにやるために、このような輸出奨励の方法手段をとることにむろん異存はないですけれども、外国船主に対して結局四分五厘の安い金利で金を貸すことになつてゐるわけですが、日本の船主が計画造船で開港銀行から金を借りた場合には六分五厘、二分高い。普通銀行から借りれば一割近い。そういう多大の犠牲を払つて、そして日本の船主は目をつぶらなければならぬ。外国の船主が日本に注文すると、今申し上げるような四分五厘の安い金利で、その約七、八割の金が日本の輸出銀行から借りられる。こういう特別の恩典を与えるくらいならば、日本で外国の船主からチャーターしなければならぬ部分だけでも、計画造船を継続するのであれば、開港銀行から金を出して、日本の船主がその分を作らせるように配慮すべきではないか、こう考へる。きのうきよの新聞に第十四次計画造船の船主が決定になつてゐる。これはいづれも倍以上の志願者があつて、非常に猛烈な運動のもとにやつと二十日の日に船主が決定を見たようでありまます。半分以上、タンカーに於いては、その他のものについても、脱落してゐる。この船主の決定についてわれわれ不審の点が非常に多い。二十億円の船を作ると、十億円については普通銀行から一割近い金を借り、あとの半分の十億円は開港銀行から六分五厘の金を借りられる。これは非常な恩典です。利子補給を要望しておりますが、これは今度の予算案においては飛ばされるようでございますが、利子補給はななくとも、一割でなければ借りられぬ金を、六分五厘で開港銀行から十億も借りられるといふことは、これは非常な恩典です。しかも三年間の据え置きで十二年ないし十三年の延べ払い、十億の金を三年据え置いて六分五厘で使へるといふだけでも、他の事業から見れば垂涎おくあたわさるところだ。ところが、外国の船主は、それより二分安い四分五厘で、七、八割の延べ払いの分について日本は輸出入銀行から金を貸してやる、こういう不合理なことがある。非常にたくさん日本の船主から船を作りたといふ要望があり、普通銀行から借りるよりも三分も金利が安い開港銀行の金がほしい。輸出入銀行の方は、それよりも二分も安い、五分も安い、そういう状況でありますので、これは何らかの調整をする必要があるのではないか。先ほど私は数字をあげて申し上げましたが、大体日本の船主が外国の船を借りる場合に、十五年ぐらゐでチャーターしておるといふ場合は、最初の八年間については、一年に四年目から四十二万ドルづつ外貨の出し前が多くなるので、その金が二百十萬ドルの損失になる。その後の七年間については、まるまる七十二萬ドルを払わなければならぬのでありますから、その合計が五百四十萬ドルになります。だから、先の二百四十萬ドルと、それから延べ払いの外国の船主の借金が済んだあとの七年間の五百四十萬ドルと合せて、七百四十萬ドルだけ日本は外貨を損するといふ計算になる。それくらいならば、その外国の船をチャーターしなればならぬ分くらゐは、日本の船主に貸付して船を作らう方が、外貨七百四十萬ドル——二万重量トン——のタンカーについて七百四十萬ドルの外貨の損失を防ぐことができる。こういうことになる。この点大蔵省や通産省の意見はどうかですか。通産省の重工業局ですか、この船舶の輸出のことをやることは、それと大蔵省の意見を聞きたい。

○今村説明員 お答え申し上げます。ただいまの輸出船舶による外貨の取りと、それから外国船のチャーターによる外貨の流出という比較の御質問でございますが、実は、先ほども運輸省からお答えがございました通り、船舶輸出につきましては、最近の造船業は、その規模から申しまして、また技術から申しまして、すでに世界的な規模の産業になつておりますので、輸出産業としてこれを育成して参りました。また、現実には輸出の実績から申しましても、いわゆるプラント類の輸出の九割方は現在この船舶の輸出によつて実績が上つておる、こういう状況でございます。なおまた、先ほどの運輸省からの答えにございましたように、造船業の維持という面からいしましても、やはり輸出の確保ということには非常に重要な問題になつて参つておりますので、そういう面から延べ払いの条件を緩和する、あるいは輸銀の融資の便宜をはかる、いろいろな面で措置をしてゐるわけでございますが、輸銀から現実には金を借りておりますのは、先ほどの延べ払いの条件の場合でございますけれども、頭金の部分をのけまして、残りの部分について八割程度のものを融資してゐるわけでございます。契約全体から申しますと、約五割前後のものが輸銀の金を利用してゐるわけでございます。いづれにいたしましても、この延べ払いの条件と申しますのは、実は昨年の四月くらいから以降こういう状態になつたのでございまして、三十年の下期から三十一年度の間ににおきましては、引き渡しまでに全部外貨が入る、こういう条件でございますが、その後国際的に海運界が非常に悪くなつて参りましたため

に、よんどころなく現在延べ払いの条件のもとにおいて輸出を認めておるのでございます。これは、せっかく獲得しました市場を確保し、あるいはまた新市場を開拓する、かような意味合いにおきまして、現在さような方法を認めておるのでございますが、やがて海運界の情勢が変つて参りますと、あるいは日本の船舶の競争力が上つて参りました際に、おきましては、そういう延べ払いの条件でなく、普通の最も有利な条件で、場合によりましてはキャッシュー・ベースというような条件で船が売れるというような時期に回復するであらう、そういうことを期待しながら現在やつておるわけでございまして、私もとしましては、造船につきましては輸出の最も有力なるにない手である、こういう建前から今後ともやつていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○吉岡説明員 私、為替局でございすので、全般的な大蔵省の意見を申し上げるのに適當かどうか疑問でございしますが、私もといたしましては、ただいま通産省からお話のありましたように、船舶の延べ払い輸出、特に延べ払いの点に關しましては、非常に望ましいとは考えておりません。むしろ一二年前にありましたように、キャッシューで入つてくるものが一番望ましいわけでございます。従つて、日本の船舶もどんどんキャッシューで輸出がされるということが一番望ましいわけであると思いますが、こしはばらくの間非常に世界の状況が悪くなり、延べ払いの条件というものを、いわばやむを得ず認めておる。特に輸出競争——競争でありますから、条件の悪くなりましたとき

には、ある程度その悪い条件を忍んでおりませんと、市場の開拓、市場の維持ということができない。将来また条件が回復したときに失つてしまつたということがございしますので、ただいまはわれわれとして悪い条件で出しておりますが、本来は全部キャッシュー・ベースに近い条件で輸出をやるべきだというふうに考えております。

それからまた、片一方、用船料を払つて用船をしておるのではないかと、いうお話でございしますが、これは、理想といたしましては、日本の輸出入に關する限り、日本船で全部やることを望ましいと思ひますが、日本船を作ることにについては、先ほど運輸省その他からお話がありましたように、船主の問題あるいは国内の財政資金、一般の金融情勢、その他全般的な情勢を考へて、できるだけのことをしておると考へております。

○竹谷委員 十四次の計画造船の船主がきまつたやうであります。これは、利子補給がなくとも、先ほど申し上げますように、二十億の船を作るのに、開帳から借りる十億は三年間の据え置き、しかもあと十億の普通銀行の利子よりも三分五厘くらい安いのです。こういうことになりますと、三年間の据え置きで、利息が一年に三千五百萬、三年間で一億五千萬、それだけ見ましても、三年間で一億の利益が上る。でありますから、これは相當の恩典である。であるからこそ、猛烈に船主決定のときに争ひが起る。みんな船を作りたいのです。この船主決定は、船舶局長や海運局長はあまり権限がないのかもしれないけれども、われわれから見ると、まじめに船のオペ

レーターとして仕事をし、また船主として海運業をやつておる人が、どうもはなれてゐるやうな感じがする。これはあなた方に話してもしょうがないけれども、これは追つて内容を私は十分調べてみたいと思ふのだが、何か政治的な運動の猛烈なところばかりが入つており、まじめに事務的に堅実に海運業をやつてゐる人のけものになされておるという感じが非常に濃厚であります。これが造船汚職事件などの起る原因となつておるのである。きょうは時間もありませんので、私は質問にかえて資料がほしいのであります。この船主決定に關する具体的な行政上の基準をあとで示しを願ひたい。着々とまじめに熱心に事務的にやつておるところが、どうも最後のどたんばになつて排除せられておる。そして何らか政治的に強力な船会社が浮び出るといふ感じが濃厚だ。私は、今ここに資料も十分持つておらないので、一々具体的に申上げませんが、これは非常に重大な問題で、大きな政治問題にもなり得るのです。またかつてなつた。そういうことを再び繰り返さないやうに、海運局長は再び公正な案を作つて、それをぜひ通すようにして欲しい。そういう意味合いにおいて、一つその資料をあとでいただきたいと思います。今から、今の輸出船の問題につきましては、いろいろ事情はありましようが、国全体としていかにすれば一番多く外貨の獲得ができ、また日本の造船業が伸展をし、日本の海運業が発達をするかというのを考へながら、これらの国内船主の問題並びに外国輸出船の問題等をならみ合せて、妥當な政

策を一つ大蔵省なり通産省、運輸省でとつてもらいたいと思ふ。外国人に対して非常に厚過ぎると思ふ。こうまでもなくても日本の船は輸出する方法があると思ふ。外貨の節約並びに日本の経済の利益のために、十分今後とも三省において検討の上、善処せられんことを望み次第でございします。

次に、入場税の質問をいたします。きょうの新聞によりますと、政府は入場税に關して改正案を出すやうな記事が出ておる。特に映画の入場税については今まで五段階に分れておつた——一〇%から五〇%になつておつたこの入場税率を、一〇%、二〇%、三〇%というふうに、減税を含めて改正する案がきまつたやうですが、この新しく改正せんとする税率によつて、映画に關する入場税の収入はどのような変化があるか、お尋ねしたい。私の知つてるところでは、今入場税全体の収入は約百八十億圓、そのうち八五%ばかりの百五十億圓くらいが映画に關する入場税であると思ふ。だから、映画の入場税の改正というものは税収上非常な影響があると思ふのだが、このような改正税率によるならばどんなやうに税収になるのか、それをまずお尋ねしたい。

○山中政府委員 事務当局に数字を説明させます前に、眼界を御了解願つておきたいのですが、予算は実はまだ大蔵省の決定を最終的に発表いたしておりませんので、今考へておる数字は減税額にしてどのくらいになるかといふことは、ちよつと私の方で事務当局に答弁をいたさせかねる点がございします。仰せのような数字を明らかにするのには遠くないことであります。

○竹谷委員 概算でけっこうです。というのは、ここに私が持つてゐる資料に「わが国映画産業の現状と諸問題」というのがあります。これは通産省で出したものですが、これでも大体入場人員や何かわかつておるのですから、計算はできておるはずで。

○山中政府委員 まだ最終的に御指摘のやうなパーセントを御指摘通りに変へるということ、最終決定もしくは大蔵省だけでございまして発表いたしておりませんので、その数字の根拠そのものが、あるいは社会党側の御希望も私聞いておりますし、また自民党の党としての御希望もいろいろ聞いておりますから、そのやうな数字でも、逆算をいたしますれば、すぐ数字はパーセントが出てくるわけでありまして、しばしの御猶予をお願いしたいと思います。

○竹谷委員 そこで、今まで五〇%もとつておつたのを三〇%以内にとどめるといふことは、悪い方針ではないのであります。日本経済の第一面に出てゐるのですが、「最高三〇%どまり映画の新人場税」とある。今のやうに一〇%から五〇%の五段階というやうなことは、徴税の実務からいつても煩瑣であり、その境目になつたところでも非常に苦勞をし、インキではありますませんが、いろいろなことが行われて適當でないで、段階を削つて減税するといふことはけっこうなことでありま

す。また映画は大体平均して入場料金の二〇%くらいが税金になつておる。

が、そういうやうな詰めた数字でないことで、お答えできることはお答えいたさせます。

ロレとかいろいろ指摘がございましたが、これらは大体スポーツとして一律に課せられておりますけれども、なお、比率その他については、御指摘に關しまするものを事務当局から答弁をさせたいと思ひます。

○北島政府委員　どの法律でもそうでございますが、限界点になりますと、果してどちらの方に解釈上くるかといふ点につきまして、いろいろ疑問が生ずるわけでございます。入場税法につきましても、従来からやはお話のよきましても、な問題点がございませう。こういう点につきましては、私ども、実は、法律を設けてできるだけはつきりしていただく、限界点につきましては、あまり税務署でいさごさないようにしていただくのが、私どもとしては望ましいのであります。税制改正につきましては、国税の執行の任に当る者といいたしましては、主税局に對しまして、しよつちゆうそういうふうにできる、だけれども、簡便にしろまいりたいという要求をいたしましたというわけであります。また、個々の具体的な問題につきましてはいろいろ御質問がございませう、それに、よくてお答え申し上げますが、概括的に申しまして、入場税法の場合に適用が非常に打撃が大きい点がある、そういう点についてできるだけ法律によって簡単にしたい、こういう希望を私どもも持っているということだけを申し上げます。

○竹谷委員　ことしの四月に演劇に關する入場税率の改正があつて、これは演劇については経営者が相当案になつたわけですね。聞いてみたところ、松竹の東京支店の演劇部の扱っている演劇

関係の経理はどうなっているか。五月から十一月まで、この七カ月間に、やはり税率を五〇%から三〇%に下げてもらひましたが、五百萬の赤字を出してゐる。演劇に関しては、もしここで減税がなくて、従来の頭打ち五〇%の高い税率で行くならば、五千七百萬の赤字を出す見込みであつたといふのです。だから五千二百萬だけ赤字が税率の低下によつて救われたわけでございます。東宝の方はどうかといひますと、これは半期で、東京関係ですが、やはり七百萬の赤字になつてゐる。日劇ダンシング・チームといふのは毎月百萬づつ赤字を出してゐる。これは五〇%の方です。こういうふうにして、こういう大興行家でも、演劇に關してはこのような赤字であり、まして寄席とか、その他のいろんな見せものとして最高五〇%までのものがたくさんあるわけでございますが、こういうものはそういう状態になつてゐるようです。だから、演劇を三〇%まで下げたのはけっこうでございますが、これがやはり映画と同じように二〇%を標準にして下げていかないと、正しい経営ができない、こういう実情も知つておいてもらひたい。ことに新派に至りましては、これはもうかるところの騒ぎじゃない。やれば必ず非常な赤字を出す。むろん、だれしものをやつても、俳優には一文の収入もない。むしろテレビやラジオに出演して、それのもうけで芝居をやつたその赤字が現状であることは、これは国税当局はよく御承知だろふと思う。そういう現在の演劇の状況であり、しかも、演劇は、これを奨励するために国立劇場

も作らう、こういう時代でございます。しかも後輩の養成もしなければならぬ。でありますので、もっとこれは下げる必要がある。二〇%くらい一律に持つていく必要がある。こういう意味からも、演劇といふ、スポーツといふ、みなこれは二〇%前後で一律にやつていく方が簡明直截な税法であり、しかも文化的な娯楽として、あるいは日本の文化を進めるための重要な手段としても、もう少しこれを愛護していくべきではないか。これから税収を得て国家が財政を切り盛りするといふような考えではなしに、ぜいたくな、むだなことを国民がするから、税を取つてやるのだといふような考えは棄てるべきじゃないかと思ふ。国立劇場を今度作るということであり、私が、その前に、この国立劇場の中で演出すべきような演劇あるいは戯曲、そういうものを発達させることが、日本の文化を向上させるために必要であり、そういう余裕が、松竹や東宝のような大興行家でもない、三〇%に下げてもあつても赤字を出してゐるという現状等にもならみ合せて、入場税の事務的な簡素化、能率化という点から、またこういうものの発展のために、単に入場する者から税を取るといふ觀念でなしに、もっと社会的な、文化的な面も考えつゝ、入場税は真剣に検討してもらひたいと思ふ。国会の決議においても、入場税の税制に關しては、十分な研究をして出直せといふ決議にもなつてゐる通りでございます。この問題は、狭い視野でなしに、十分政府当局に御検討をお願いしたいと思います。こんなもので税金をたくさん

取るというふうな考えは捨ててもらひたい。できるだけ減税すれば、だんだん国民生活も向上して参ります。酒を飲んだり悪いことをするよりは、高級な演劇を見るなり、踊りを見るなり、音楽を聞く、あるいはスポーツを楽しむといふことは、今後ぜひ必要であると思ふ。経済が進んで多少余裕もでき、あるいは観光に、あるいはこういうものによつて心を淨化し、そして健康で氣持よく明日の労働に従事するといふ意味合いにおいて、この入場税の対象になつてゐる演劇、スポーツその他のものを、見せものといふような、川原こじきの仕事だといふような考えでなしに、まじめな態度でぜひ御検討をお願いしたい。そしてまた、事務的な簡素化からいひますと、一五%なら一五%、二〇%なら二〇%といふように、一律にやつた方がいいと思ふ。そして適正な税収もはかるし、また安い料金で人々が十分楽しめる、また知らず知らずの間に楽しみつゝ、文化的な向上をはかる、リクリエーションをやりたい。政務次官のこれに対する御所見を承りたい。

○山中政府委員 御趣旨は仰せの通りでございます。私もそういう方向に機会をとらえて進めて参るつもりであります。ただ一律に二〇%ということになりますと、ある程度免税点を大きく切り上げませんと、逆に高くなる人もおるわけでありまして、今のところ、検討は、具体的に一律二〇%ということでは実は進んでおりません。二〇%程度というものが中心になるべきものであろう、言ひかえるならば、二〇%が實質上入場税の中心である、平均であるという考え方で進めていくつもりであります。なお、末端におきます徴税吏員が、これは純音楽であり、これは純演劇であるという判断をいずれにするかといふような点については、確かにいろいろの問題が生じてくるおそれが多分ございますから、同じ国立忠治を上演いたしまして、浅草でやればその何パーセント、あるいはこれを純粋オペラとしてやれば、オペラの国立忠治もありまして、比率が違ふといふような現象がないように、国税庁長官も、なるべくそうしてもらひたいといふことを言つておりますから、私もはそういう方向に進めるにやぶさかでないといふことを申し上げておきたいと思ひます。国立劇場等も、ことしからいよいよ敷地の決定を見、予算化したして発足をいたす、言ひかえるならば、その方面におけるわが国としての画期的な出発をする年でもございますので、私も、ただいまのあなたの御注意は十分尊重いたしまして、具体策の検討に進みたいと思ひます。

○竹谷委員 私の二〇%と申し上げたのは、二〇%以下で抑えるそのためには、分界点は一〇%のところも必要にならうと思ひますし、決して平均といふ意味ではありません。従つて、二段階くらいが必要な場合もありましようし、そして免税も……。その点、誤解のないように、一つ十分御検討をお願いいたします。

○石野委員 この機会に政務次官に一つだけお尋ねいたしておきたいのですが、もう三十四年度の予算がきまるといふことも聞いておりますし、私も

としてはその中にはいろいろ問題になる点も多々ございますが、一つだけ、今度の予算の中に、国立療養所に關する特別会計制度ができるであらうといふようなことを聞いておるのでございますが、これがさうであるかどうかといふ点を聞いておきたいのであります。

この点については、国立療養所の持つ意味合いからいひますと、さきに国立病院の特別会計制度といふものができました、あの結果を見ますと、それは必ずしも国立病院の制度をよくしているといふように思つていないのです。むしろ、そういうことをやりますと、当然収入に非常に注意を喚起することになりまして、そのために、病院としては、診療方法とかあるいは診断方法、医療社会事業等の、直接収入に關係のないようなものがおるさかになつてくるという点もあつたりいたしますし、それから新設あるいは大修繕といふようなことも控へ目にされてしまふといふようなことがありまして、本来の国立病院の責務を果し得ないような実情が出ておるのであります。また、療養所關係でやられると、一そう困難がくるというようにわれわれは思ひます。特に、この療養所にいる患者等は、この問題が、もし予想されるような状態で、法案としてあるいはそういう制度が出てくるとしますと、大へんなことだといふので、ずいぶん大騒ぎをしてゐるというふうな実情もござります。われわれは、やはりこの際、この国立療養所に収容されております患者諸君の問題等を考えまして、廃止などをされるようなことが起つた

があるときは、組合は、その者がら、その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養であるときは、第三十三条第一項第三号又は第四号の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第三十三条第一項第四号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ二に規定する保険医をいう。以下同じ。）が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付させることができる。

第三十三条第一項第一号及び第二号中「医療機関」の下に「又は薬局を加え、同項第三号を次のように改める。

三 組合員（他の法律に基く共済組合で療養に相当する給付を行うものの組合員を含む。）のための療養を行うことを目的とする医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているものからこれを受けることができる。この場合において、組合は、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定に基く厚生大臣の定める基準（以下この条において「厚生大臣の定める基準」という。）を参酌して運営規則で定める基準の範囲内で当該医療機関又は薬局にその費用を支払う。

ただし、組合は、運営規則の定めるところにより、同法第四十三条ノ八の規定の例により算定する一部負担金（以下「一部負担金」という。）に相当する金額の全部又は一部を組合員に支払わせることができる。

第三十三条第一項第四号中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「厚生大臣の定める基準」を「厚生大臣の定める基準（当該基準の範囲内において組合と当該保険医療機関又は保険薬局との契約により別段の定をした場合にあつては、その契約により定めたる基準）によつて」、「厚生大臣の定める基準」を「初診料」を「一部負担金」に改め、同条第二項中「医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関を、医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関」に、「又は手当」を「薬剤の支給若しくは手当」に、「厚生大臣の定める基準による初診料」を「一部負担金」に改め、同条第三項を削る。

第三十四条第一項中「被扶養者が第三十二条第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときは、被扶養者は、任意の医療機関からこれを受ける」を「第三十二条第一項第一号から第四号までの療養を受ける」に、「組合は、同条」を「組合は、前条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（保険医療機関等の療養費及び家族療養費）
第三十四条の二 組合員又は被扶養者が第三十三条第一項第三号又は

第四号の医療機関又は薬局から第三十二条第一項第一号から第四号までの療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用を直接当該医療機関又は薬局に支払つた場合において、組合が必要と認めたときは、組合は、第三十三条第一項第三号若しくは第四号又は前条第一項の規定に従つて計算した費用を、当該医療機関又は薬局に対する支払に代えて、療養費又は家族療養費として、組合員に支給することができる。

第三十五条を次のように改める。
（保険医療機関等の療養担当等）
第三十五條 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険薬剤師をいう。以下同じ。）は、健康保険法及びこれに基く命令の規定の例により、組合員及び被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当らなければならない。

第三十六条第一項中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定による」を「他の法律に基く共済組合の給付で」に改め、同条第二項中「組合員がその資格を喪失した日」を「組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職した日」に、「組合員として」を「その者が退職しなかつた」と改め、「資格を取得したとき」の下に「家族

療養費については、その被扶養者がその期間内に他の組合の組合員又はその被扶養者となつたときを含む。」を加え、同条に次の一項を加える。

3 一年以上組合員であつた者が死亡した際、家族療養費を受けているときは、その者が死亡しなかつたならば前二項の規定により受けることのできる期間、継続してこれを当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

第三十七条第二項中「組合員であつた者」を「一年以上組合員であつた者」に改める。

第三十八条第三項を次のように改める。
3 一年以上組合員であつた者がその資格を喪失した際、哺育手当金を受けているときは、その資格を喪失しなかつたとしたならば第一項の規定により受けることのできる期間、継続してこれをその者（その者が死亡したときは、その配偶者であつた者）に支給する。

第四十条第一項中「給付を受ける者」の下に「（当該給付が家族療養費であるときは、療養を受けている被扶養者。以下この項において「継続療養受給者」という。）を加え、同項の規定により給付を受けた者」を「継続療養受給者であつた者」に、「前条第一項及び第二項」を「前条」に改め、「埋葬料」の下に「又は家族埋葬料」を加える。

第四十五条第一項後段中「組合員であつた者」を「一年以上組合員であつた者」に改め、同条第三項本文中

「組合員」を「一年以上組合員であつた者」に改める。

第八十三条第五項及び第六項中「立入検査」を「質問又は検査」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を削り、第三項の次に次の二項を加える。

4 主務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

5 主務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該給付に係る療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する書類帳簿を検査させることができる。

第十章を次のように改める。

第十章 罰則

第八十八条 第八十三条第三項の規

定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第八十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした役員、組合の事務に従事する公共企業体の職員又は組合に使用される者は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により、主務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第八十三条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

三 この法律に規定する業務又は他の法律の規定により組合が行うものとされた業務以外の業務を行つたとき。

第九十条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第八十三条第五項の規定による報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則第二条中「国家公務員共済組合法」を「旧国家公務員共済組合法」に、「この法律による」を「昭和二十三年法律第六十九号。この法律による」に改める。

附則第四条第四項中「増加恩給」の下に「並びに恩給に関する法令の

規定による傷病年金及び傷病賜金」を加え、「及び更新組合員に係る旧法の規定による退職年金」を「並びに更新組合員に係る旧法又は国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定による退職年金及び減額退職年金に改める。

附則第五条第一項第一号ただし書中「加算されることとなつて」の年月数」の下に「（法律第百五十五号附則第二十四条第二項又は第三項の規定により恩給の基礎在職年に加算されることとなつて）の年月数を除く」を加え、同条第三項中、「附則第十一項及び第三十六条」を「及び附則第十一項第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その他前二号に掲げる者に準ずる国家公務員又は地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の施行前における地方公務員に相当するものを含む。）で運営規則で定めるもの。

附則第九条及び附則第十条を次のように改める。

（年金受給資格に関する特例）
第九条 組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたものが退職した場合において、その者の施行日前の在職年の年月数（法律第百五十五号附則第二十四条の二第一項本文の規定により恩給の基礎在職年に算入されることとなつて）の年月数とを合算した年月数が十七年以上であるときは、第五十条第一項本

文及び第五十四条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は支給しない。

第十条 削除

附則第十一条第一項中「更新組合員」の下に「（附則第九条の適用を受ける者を除く）」を加え、「第五十条第一項及び第五十四条第一項」を「第五十条第一項本文及び第五十四条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項」に、「退職一時金」を「退職一時金又は廃疾一時金」に改め、同項第一号中「国家公務員」の下に「（臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く）」を加え、同項に次の一号を加える。

五 旧組合に使用された者（運営規則で定める者に限る。）であつた期間（その前又は後に引き続き職員であつた期間を含む。）で施行日まで引き続き働いてゐるものうち、職員であつた期間及び恩給公務員期間を除いた期間

附則第十五条第一項中「退職した後に増加恩給等」の下に「又は国家公務員共済組合法第八十一条第一項第一号の規定による廃疾年金（以下「公務廃疾年金」という。）を、」すでに増加恩給等」の下に「又は公務廃疾年金」を加え、同条第三項中「公務扶助料」の下に「又は国家公務員共済組合法第八十一条第一号の規定による遺族年金（以下「公務遺族年金」という。）を、」増加恩給等」の下に「又は公務廃疾年金」を加える。

附則第十六条第一項中「増加恩給等」の下に「又は公務廃疾年金」を加える。

える。

附則第十七条に次の一項を加える。

4 第五十一条の規定は、第一項及び第二項の場合において、同条第二項中「五十五才に達するまでは」とあるのは、第一項の場合については「五十五才に達するまでは」、附則第十七条第一項の規定により支給を停止される金額の範囲内において、と、第二項の場合については「五十才に達するまでは」と読み替へるものとする。

附則第十八条第一項中「附則第五十条第一項第一号」を「附則第五十条第一項第一号本文」に改める。

附則第十九条第一項中「（以下「普通恩給」という。）（軍人恩給及び恩給法第四十六条の規定による普通恩給を除く。以下この項、附則第二十四条第四項及び第五項並びに附則第二十五条第四項及び第五項において同じ。）を（軍人恩給及び恩給法第四十六条の規定による普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。）に改める。

附則第二十条第三項中「附則第十七条」を「附則第十七条第二項及び附則第十八条」に改める。

附則第二十二條第九項に次のただし書を加える。
ただし、第二項の規定による年金については、附則第四条第三項本文の規定を適用しないとしたならば、その受けるべき普通恩給の額に相当する金額は、支給する。
附則第二十三条の見出し中「交流措置」を「交流措置等」に改め、同条

第一項中「国家公務員」の下に「（臨時に使用される者及び常時勤務に服しない者を除く。以下同じ。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 更新組合員に係る附則第五条第一項の期間は、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の規定の適用については、同法第七條第一項の期間に該当しないものとみなす。

附則第二十四条第三項中「旧法の規定による退職一時金を受けた者」を「旧法若しくは国家公務員共済組合法の規定による退職一時金を受けた者」に、「同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者」にあつては、これらの規定を適用しないを「旧法又は国家公務員共済組合法の規定による給付の制限を受ける者」にあつては、その制限を受けないに改め、同条第四項中「旧法の規定による退職年金若しくは遺族年金を受ける者」を「旧法若しくは国家公務員共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金を受けるべき者に、」第二十条から第二十二条までの規定による給付の制限又は附則第十七条の規定による給付の停止を、給付の制限又は支給の停止に、「同法の規定による当該退職年金」を「旧法若しくは国家公務員共済組合法の規定による当該退職年金、減額退職年金」に、（恩給の停止又は同法の規定による給付の制限を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額を控除した後の金額とす

附則第二十五條第三項中「旧法」の

額を控除した後の金額とし、恩給法（第五十八条ノ三を除く。）の規定による恩給の停止又は旧法（第三十九条第一項ただし書を除く。）若しくは国家公務員共済組合法（第七十七条第二項を除く。）の規定による支給の停止若しくは給付の制限を受けているときは、その停止又は制限を受けないとした場合において受けることができる金額とする。）に改め、同条第五項中「旧法」の下に「若しくは国家公務員共済組合法」を加え、「退職年金若しくは」を「退職年金、減額退職年金若しくは」に、「同法」を「これらの法律」に、「受けた者」を受けるべき者に改め、「当該退職年金」の下に「若しくは減額退職年金」を加え、同条第六項中「旧法」の下に「若しくは国家公務員共済組合法」を加え、「同法」を「これらの法律」に、「受けた者」を「受けるべき者」に改め、同条第七項中「旧法」の下に「又は国家公務員共済組合法」を加え、「同法第四十四条又は」を「旧法第四十四条若しくは」に、「差額の支給」を「差額又は国家公務員共済組合法第八十三条第四項の規定による差額に相当する金額の支給」に、「当該差額」を「当該金額に相当する金額」に改め、同条第八項中「差額の支給」を「差額又は国家公務員共済組合法第八十三条第四項の規定による差額に相当する金額の支給」に、「同法第四十四条」を「旧法第四十四条又は国家公務員共済組合法第八十三条第四項」に改め、同条第十二項後段中「同法第四十四条の規定による差額」を「旧法第四十四条又は」に、「同法第五十二条第三号の規定による差額」を「旧法第五十

三條第四項の規定による差額に相当する金額」を加える。

附則第二十六条第一項中「並びに附則第二十四条第三項から第五項まで、第八項及び第九項」を「及び附則第二十四条（第一項及び第二項を除く。）に改め、同項の表中

に、を、に、を、に、を

改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「附則第五條第一項」とあるのは、「附則第二十六條第一項において準用する附則第五條第一項」と読み替えるものとする。

〔日本専売公社法、日本国有鉄道法又は日本電信電話公社法施行前におけるこれらの者に相当する者を含む。〕を加える。

別表第六中

十九年六月以上
二十年未満

四八五日

を

十九年六月以上
二十年未満

四八五日

に改める。

二十年以上

四八五日に十九年六月以上六月を増すと
にその六月につき十五日を加えた日数

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十四年
一月一日から施行する。

（被扶養者に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に改
正後の公共企業体職員等共済組
合法（以下旧法という。）第二十四
条に掲げる被扶養者に該当しない
もののうち次の各号の一に該当
するものの被扶養者としての資格
については、その者が引き続き主
として当該組合員又は組合員であ
つた者の収入により生計を維持し
ている間に限り、同条の規定にか
かわらず、なお従前の例による。

ただし、第一号に該当する者にあ
つては当該傷病手当金及び当該病

又又は負傷により生じた病気によ
る傷病手当金以外の給付、第二号
に該当する者にあつては当該家族
療養費及び当該病氣又は負傷によ
り生じた病氣についての家族療養
費以外の給付については、この限
りでない。

一 この法律の施行の際現に傷病
手当金の支給を受け、かつ、病
院又は診療所に収容されている
組合員又は組合員であつた者に
よつて生計を維持している者

二 その病氣又は負傷につき、こ
の法律の施行の際現に組合員又
は組合員であつた者が家族療養
費の支給を受けている者

（一部負担金に関する経過措置）
第三条 この法律の施行の際現に病
院又は診療所に収容されている者
は、当該病氣又は負傷及びこれら
により発生した病氣については、

新法第三十三條第一項第三号及び
第四号の規定にかかわらず、一部
負担金に相当する金額を支払うこ
とを要しない。ただし、その者が
この法律の施行後引き続き当該病
氣又は負傷及びこれらにより発生
した病氣により病院又は診療所に
収容されている間に限る。

（療養費等に関する経過措置）
第五条 この法律の施行前に行われ
た診療又は手当に係る療養費又は
家族療養費の支給については、な
お従前の例による。

（資格喪失後の給付に関する経過
措置）
第六条 この法律の施行の際現に旧
法第三十六條第二項（第四十四條
第五項において準用する場合を含
む）、第三十八條第三項若しくは
第四十五條第三項の規定により支
給されている給付又はこの法律の
施行前に資格を喪失した組合員が
この法律の施行後に出生し、若し
くは死亡したときに、旧法第三十
七條第二項（第三十八條第二項に
おいて準用する場合を含む）、第
四十條若しくは第四十五條第一項
後段の規定が適用されるものとし
た場合にこれらの規定により支給
される給付については、新法の相
当規定にかかわらず、なお従前の
例による。

（従前の行為に対する罰則の適用）
第七條 この法律の施行前にした行
為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

（更新組合員等に関する経過措置）
第八條 新法附則第五條第一項及び
第三項、附則第九條並びに附則第
十一條第一項（これらの規定を附
則第二十六條第一項において準用
する場合を含む）、附則第二十條
第三項並びに別表第六の規定は、
この法律の施行前に退職し、又は
死亡した更新組合員及び転入組
員についても、適用する。

（従前の給付に関する経過措置）
第十條 この法律の施行前に給付事
由が生じた給付については、この
附則に特別の定めがあるものを除
き、なお従前の例による。

（増加恩給等の受給権の放棄）
第十一條 増加恩給を受ける権利を
有する更新組合員若しくは更新組
合員であつた者又は更新組合員若
しくは更新組合員であつた者の遺
族でこれらの者に係る恩給法（大
正十二年法律第四十八號）第七十
五條第一項第二号若しくは第三号
の規定による扶助料を受ける権利
を有するものが、総理府令で定め
るところにより、昭和三十四年三
月三十一日までに当該増加恩給又
は扶助料を受けることを希望しな
い旨を裁定庁に申し出たときは、
当該増加恩給及びこれと併給され

る普通恩給又は当該扶助料を受け
る権利は、この法律の施行の日の
前日において消滅したものとみな
す。

2 前項の申出をした遺族に係る更
新組合員又は更新組合員であつた
者で増加恩給を受ける権利を有し
ていたものは、組合の長期給付に
関する規定の適用については、そ
の死亡又は退職の時にあつてす
でに当該増加恩給を受ける権利を
有しなかつたものとみなす。

3 第一項の申出をした遺族で恩給
法第七十五條第一項第二号の規定
による扶助料を受ける権利を有し
ていたものは、組合の長期給付に
関する規定の適用については、当
該更新組合員又は更新組合員であ
つた者の死亡の時にあつてす
でにその扶助料を受ける権利を有し
なかつたものとみなす。

4 新法附則第十六條第二項及び第
三項並びに附則第三十條の規定
は、前二項の場合において準用す
る。この場合において、同法附則第
十六條第二項及び第三項中「更新
組合員であつた者」とあるのは
「更新組合員であつた者又は更新
組合員若しくは更新組合員であつ
た者の遺族」と、「その時まで」と
あるのは「昭和三十三年十二月三
十一日まで」と、「退職年金、減額
退職年金、退職年金若しくは減
額退職年金」とあるのは「年金であ
る給付」と、「退職一時金」とある
のは「一時金である給付」と読み替
えるものとする。

理由

増加恩給を受ける権利を有する更新組合員等について長期給付との選択を認め、その他組合の給付の内容を合理化するとともに、健康保険法及び国家公務員共済組合法の改正に伴い、医療機関等の規定について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔参照〕

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

○早川委員長 これより質疑に入ります。御質疑の方はございませんか。――御質疑がないようでありますから、これにて本案に対する質疑を終了いたします。

これより討論に入りたいと存じますが、本案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早川委員長 起立多数。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

なお、この際お諮りいたします。ただいま可決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成並びに提出等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもって御通知することとし、これにて散会いたします。

午後四時七分散会